

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人からの「平成19年 月 日の 交番の活動記録簿」との公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）の規定により長崎県警察本部長が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成22年3月9日付けで、条例第6条第1項の規定により長崎県警察本部長（以下「処分庁」という。）に対して、「平成19年 月 日の 交番の活動記録簿」との開示請求を行った。

2 処分の内容

処分庁は、上記開示請求に対し、

活動記録簿（平成19年 月 日付け 警察署 交番）を特定し、平成22年3月23日付けで、審査請求人に対し、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び決定の根拠を次のとおり審査請求人に対して通知した。

(1) 開示しない部分

- ・ 「当番」欄に記載された当番勤務員の氏名等
- ・ 「勤務時間」欄に記載された内容
- ・ 「時分」欄、「取扱事項（区分）」欄、「取扱事項」欄、「処理結果」欄、「取扱者」欄に記載された内容

(2) 決定の根拠

条例第7条第1号（個人情報）、同3号（犯罪捜査情報）、同5号（行政運営情報）に該当

3 審査請求の経緯

審査請求人は、本件処分を不服として平成22年5月26日付けで、処分庁の上級行政庁である長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は「公文書部分開示決定の取り消しを求める。」というものであり、審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書によればおおむね次のとおりであった。

(1) 条例第7条第1号ただし書イの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため

に公にすることが必要であると認められる情報に該当するため公開を求める。

- (2) 情報公開を求めた日に不当な行為を受けたため、3日後 交番へ確認に行ったところ、担当者が連絡も要望もなかったと答えたので、その証明を求める。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件開示請求に係る特定した公文書については、開示請求書に記載されている内容からも明らかのように

活動記録簿（平成 19 年 月 日付け 警察署 交番）

と認められる。

2 活動記録簿について

地域警察運営規則（昭和 44 年国家公安委員会規則第 5 号）で定める地域警察官の任務の遂行状況を記録するために、長崎県警察においては、交番等で勤務する警察官が作成する簿冊の一つとして活動記録簿を規定し、様式等を定めている。

3 部分開示とした理由

処分庁は、特定した公文書のうち

- ・ 「当番」欄に記載された当番勤務員の氏名等
- ・ 「勤務時間」欄に記載された内容
- ・ 「時分」欄、「取扱事項（区分）」欄、「取扱事項」欄、「処理結果」欄、「取扱者」欄に記載された内容

の各部分について、条例第 7 条第 1 号（個人情報）、同 3 号（犯罪捜査情報）、同 5 号（行政運営情報）のそれぞれの理由に該当するとして、不開示としている。

4 条例第 7 条第 1 号（個人情報）の該当性

- (1) 「当番」欄に記載された当番勤務員の氏名、「勤務時間」欄に記載された当番勤務員の印影、「取扱者」欄に記載された当番勤務員の印影について

本件対象公文書に記録された情報のうち、当番勤務員である警察官の氏名、印影については、条例第 7 条第 1 号の個人情報に該当するものである。

なお、同号ただし書のいずれかに該当する場合には、例外的に開示することとなるが、

- ・ 長崎県警察における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員としており、本件公文書に記録された当番勤務員は、警部補以下の階級であり、ただし書ア及びウには該当しないこと。
- ・ 人の生命、健康、財産等を保護するために、当番勤務員の氏名及び印影を公にする必要性が認められないこと。

等から、ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 「時分」欄、「取扱事項（区分）」欄、「取扱事項」欄、「処理結果」欄の内容について

本件対象公文書の「時分」欄、「取扱事項（区分）欄」、「取扱事項」欄、「処理結果」欄には、それぞれに特定個人が関係する事案について、取扱時間、事案名、具体的内容、関係者の氏名等、処理結果が記載されており、これらの情報は、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」に該当する。

なお、条例第7条第1号ただし書のいずれかに該当する場合は、例外的に開示することとなるが、

- ・ 交番での取扱い事案の内容について、法令等の規定により又は慣行として公にされていないこと。
- ・ 人の生命、健康、財産等を保護するために、当番勤務員が取り扱った特定個人が関係する事案について、公にする必要性が認められないこと。
- ・ 公務員の職務の遂行に係る情報であるが、取扱い事案を公にすると、それぞれの事案に關係する特定個人の情報を開示することとなること。

等から、ただし書のいずれにも該当しない。

5 条例第7条第3号の該当性

(1) 「当番」欄の当番勤務員の勤務時間に関する内容、「勤務時間」欄の内容、「時分」欄、「取扱事項（区分）」欄、「取扱事項」欄の内容について

本件対象公文書の「当番」欄には、当番勤務員の勤務時間に関する内容が記載され、「勤務時間」欄には、当番勤務員の印影、当番勤務員の勤務予定を示す記号及び取り扱った勤務内容が記載されているが、これらの情報は公にすることにより、交番の時間ごとの体制を把握することが可能となり、犯罪を企図する者がその間隙を縫って犯行に及ぶおそれがあるなど、公にすることにより将来の犯行を容易にするおそれがある情報に該当すると認められ、条例第7条第3号の犯罪捜査情報に該当する。

(2) 「処理結果」欄の内容

本件対象公文書の「処理結果」欄には、捜査の処理判断、処理基準が記載されている。これらの情報は公にすることにより、警察の捜査に対し、対抗措置をとられ、真相の解明が困難になるなどのおそれがあるなど、公にすることにより将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれがある情報に該当すると認められ、条例第7条第3号の犯罪捜査情報に該当する。

6 条例第7条第5号（行政運営情報）の該当性

「時分」欄、「取扱事項（区分）」欄、「取扱事項」欄、「処理結果」欄には、当番勤務員が取り扱った事案について、取扱時間、事案名、具体的内容、関係者

の氏名、処理状況が記載されており、これらの情報が公になれば、一般市民が警察への通報をためらうなど、警察に対する信頼関係、協力関係が損なわれることが予想され、ひいては警察業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。これらの情報は「開示することにより事務又は事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれる等、事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当すると認められ、条例第7条第5号の行政運営情報に該当する。

7 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

審査請求人は、「条例第7条第1号ただし書イの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するため公開を求める。」と主張している。

しかし、前述のとおり、条例第7条第1号ただし書イには該当しないことは明らかであり、公にする必要性は認められない。

また、個別的事情の斟酌についても、「長崎県情報公開条例解釈及び運用基準」では条例第5条の「公文書の開示を請求する権利」に関して、「開示請求権の一般的性格について」の中で、「何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示、不開示の判断が変わるものではない。」と規定されているため、開示請求者が開示を求める公文書の内容が、自己の利害関係等個別的事情に絡む内容であったとしても、その理由をもって開示決定等の判断に影響を与えるものではなく、処分庁が行った判断は妥当である。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件開示請求の内容及び諮問庁からの説明により、「活動記録簿（平成19年 月 日付け 警察署 交番）」と認められる。

処分庁は、本件対象公文書の不開示部分については、条例第7条第1号（個人情報）、同3号（犯罪捜査情報）、同5号（行政運営情報）のそれぞれの理由に該当するとして不開示としている。

2 条例第7条第1号の該当性について

(1) 条例の規定について

処分庁が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第1号の規定は次のとおりである。

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定

の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 不開示部分の条例第7条第1号本文の該当性

処分庁が条例第7条第1号に該当するとして不開示とした部分は、本件対象公文書中の「当番」欄、「勤務時間」欄、「取扱者」欄に記載された当番勤務員の氏名及び印影並びに「時分」欄、「取扱事項(区分)」欄、「取扱事項」欄及び「処理結果」欄に記載された特定個人が関係する事案の内容である。これらの各項目で実施機関が不開示とした部分には、警察官の氏名等の情報や特定個人が関係する事案に関し、取扱時間、事案名、具体的内容、関係者の氏名等及び処理結果内容などの個々具体的な個人に関する情報が記載されている。これらの情報は、内容を照合することにより、特定の個人を識別することができる情報と認められる。また、特定個人が関係する事案に関し、特定の個人の識別性がある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、いずれの情報も本号本文に該当すると認められる。

(3) 不開示部分の条例第7条第1号ただし書の該当性

上記各項目については、条例第7条第1号に該当すると認められるが、同号ただし書に該当する場合には、例外的に開示することとなるため、当審査会では次のとおり検討した。

ア ただし書アの該当性

長崎県警察における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員としており、警部補以下の当番勤務員の氏名を公にすることとする法令や慣行等もない。また、特定個人が関係する事案の内容等に関して公にすることとする法令や慣行等もないことから、ただし書アには該当しないと判断する。

イ ただし書イの該当性

人の生命、健康、財産等を保護するために、警察官の氏名や特定個人が関

係する事案の内容等を公にする必要性が認められないことから、ただし書イには該当しないと判断する。

ウ たゞし書ウの該当性

本件対象公文書中に記載されている当番勤務員の職務遂行内容に関する情報は、同号たゞし書ウに規定する公務員の職務の遂行に係る情報であるが、同時に、特定個人が関係する事案に関する情報で、特定個人を識別することができるものであり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、同号たゞし書ウには該当しないと判断する。

(4) その他の不開示情報該当性

処分庁は、条例第7条第1号の個人情報に該当する部分について、重ねて条例第7条第5号の行政運営情報にも該当するとして判断しているが、特定個人が関係する事案の内容等については、条例第7条第1号のみの判断で不開示情報の該当性が認められるため、実施機関の主張する条例第7条第5号については判断しない。

3 条例第7条第3号の該当性について

(1) 条例の規定について

処分庁が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第3号の規定は次のとおりである。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 条例第7条第3号の該当性

処分庁は、本件対象公文書中、「当番」欄、「勤務時間」欄及び「時分」欄の当番勤務員の勤務時間に関する内容、「取扱事項(区分)」欄及び「取扱事項」欄中の当番勤務員の具体的な活動内容、「処理結果」欄中の捜査の判断、処理基準等の内容については条例第7条第3号(犯罪捜査情報)に該当するとして不開示としている。

これらの内容のうち、当番勤務員の勤務時間に関する内容や具体的な活動内容については、処分庁の説明によると、時間ごとの当番勤務員の具体的な勤務予定及び勤務結果に関する情報であることから、公にすることにより交番の時間ごとの体制を把握することが可能となり、犯罪を企図する者がその間隙を縫って犯行に及ぶおそれがあるなど、公にすることにより将来の犯行を容易にするおそれがある情報に該当し、条例第7条第3号の犯罪捜査情報に該当するとしている。

また、「処理結果」欄中の捜査の処理判断、処理基準等が記載されている部分の内容については、公にすることにより、警察の捜査に対し、対抗措置をと

られ、真相の究明が困難になるおそれがあるなど、将来の捜査に支障を生じ、又は将来の犯行を容易にするおそれがある情報に該当している。

よって、審査会として検討するに、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があると認められることから、条例第7条第3号に該当するものと判断する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、意見書の中で

情報公開を求めた日に不当な行為を受けたため、3日後 交番に確認に行ったところ、当番勤務員が連絡も要望もなかったと答えたので、その証明を求める。

と主張しているが、条例において定める開示請求権は、何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者の個別的事情によって当該公文書の開示決定等の判断が左右されるものではない。

5 結論

以上のことから、処分庁が本件開示請求に対して、部分開示とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成22年 6 月24日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成22年 7 月 9 日	・ 諮問庁から理由説明書を受理
平成22年 8 月 4 日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成22年 9 月 2 日	・ 審査会（審査）
平成22年10月26日	・ 審査会（審査）
平成22年11月30日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
石 橋 龍 太 郎	弁 護 士	会 長 職 務 代 理 者
岡 本 芳 太 郎	長崎大学経済学部教授	会 長
福 村 喜 美 子	N P O 法 人 会 長	
山 中 英 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士	
横 瀬 透	長崎新聞社常務取締役	